

10 支援が必要なけが人 ※入院が必要でないけが人

(1) 避難所で困ること

- 平常時は問題なく生活を送れる人も、けがをして動作に制限があったり、一時的なショックを受けている場合がある。
- けがの痛みやその状態に慣れていないため、少しの動作も非常に時間がかかったりできない場合がある。

(2) 必要なもの・体制

- ・【車いす】※ノーパンクタイヤが望ましい
- ・【車いすのメンテナンスキット】・【杖】・【簡易トイレ】・【紙おむつ】
- ・【おしりふき】・【簡易ベッド】・【ストロー】・【食事器具（スプーン）】
- ・【医療機関との連絡体制の構築】
- ・【静養室（短期）・ベッドルーム】 ⇒ 福祉避難コーナーで対応

(3) 災害直後の対応方法・考え方

- 環境の整備（ハード）
 - ・ 移動に必要な補装具（杖・車いすなど）を配布
 - ・ 車いす利用者がある場合、居住スペースはベッドルームを活用する。簡易ベッドがない場合、ビール箱の上にマットをおくなど工夫する。
- 対応方法（ソフト）
 - ・ けが人は救護所で処置を行う。医療的な対応が必要な場合は医療機関などと調整のうえ移送する。医療機関などの巡回診察も併せて実施
 - ・ 和式トイレしかない場合は簡易トイレ（洋式）を活用。ダンボールや間仕切り資材を活用し、車いす利用者も活用できる場所へ配置する。

(4) 必要な専門員（避難生活が長期化する場合）

- ・ 医療機関関係者 ・ ホームヘルパー ・ 介護福祉士
- ・ 介護支援専門員 ・ 社会福祉士 など

☆ 少し気遣って・・・

- 移動が困難な場合は、その状況に合わせて居住スペースを、通路側や窓口、出入口・トイレに近い場所に確保する。
- けがをしたときは誰もが心細くなるため、「大丈夫ですか」などの声掛けを定期的に行うなどで安心につながるため、できるだけ孤立しないように注意する。
- けが人ではないが、被災の影響でメガネなどをなくした人は、一時的に視覚に支障がでる場合があるため注意する。